

○計画策定の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」においては、障がい者の身近な地域での暮らしを支援する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を図るため、市町村に障がい福祉計画の策定が義務付けられていることから、新たに令和6年度から令和8年度までの「第7期矢板市障がい福祉計画」を策定するものです。

また、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の、令和8年度末における障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために、具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画として位置づけます。

○計画の具体的な目標

区分	項目と考え方	数値
(1)福祉施設入所者の地域生活への移行	①令和8年度末までの地域生活移行者数	3人
	②令和8年度末の施設入所者削減数	2人
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	協議の場の継続・充実	
(3)地域生活支援の充実	①地域生活支援拠点等の確保・充実：市または圏域において、1か所整備します。 ②強度行動障害を有する障がい者の支援ニーズを把握し、関係機関が連携できる体制を整備します。	
(4)福祉施設から一般就労への移行等	①令和8年度の年間一般就労移行者数	1人
	②令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	3人
(5)障がい児支援の提供体制の整備等	①児童発達支援センターの設置：市単独で確保	1か所
	②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	体制の構築
	③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所：市単独で確保	1か所
(6)相談支援体制の充実・強化等	①総合的・専門的な相談支援：基幹相談支援センターの設置	設置済み
	②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	協議の実施
(7)障がい福祉サービス等の質を向上させる取組体制の構築	①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	
	②障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	

○障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保

1 訪問系サービス

見込量の確保のための方策									
<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス見込量については、利用実績を考慮して算出しています。</li> <li>近隣市町の事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。</li> <li>サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。</li> </ul>									
サービスの種類		第7期見込量			サービスの種類		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間／月	384時間	413時間	443時間	同行援護	時間／月	60時間	74時間	74時間
	人	26人	28人	30人		人	4人	5人	5人
重度訪問介護	時間／月	80時間	80時間	80時間	行動援護	時間／月	60時間	60時間	60時間
	人	1人	1人	1人		人	2人	2人	2人

2 日中活動系サービス

見込量の確保のための方策									
<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス見込量については、利用実績を考慮して算出しました。</li> <li>今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。</li> <li>障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。</li> <li>矢板市地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。</li> </ul>									
サービスの種類		第7期見込量			サービスの種類		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	1,889人日	1,948人日	2,008人日	就労継続支援(A型)	人日	718人日	798人日	878人日
	人	95人	98人	101人		人	36人	40人	44人
自立訓練(機能訓練)	人日	21人日	21人日	21人日	就労継続支援(B型)	人日	975人日	1,011人日	1,047人日
	人	1人	1人	1人		人	54人	56人	58人
自立訓練(生活訓練)	人日	41人日	54人日	54人日	就労定着支援	人	2人	2人	2人
	人	3人	4人	4人		療養介護	人	5人	5人
就労選択支援	人	-	16人	16人	短期入所(福祉型)	人日	203人日	213人日	222人日
	人					人	21人	22人	23人
就労移行支援	人日	122人日	139人日	139人日	短期入所(医療型)	人日	5人日	5人日	5人日
	人	7人	8人	8人		人	1人	1人	1人

### 3 居住支援・施設系サービス

#### 見込量の確保のための方策

- ・サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、精神障がい者や施設入所者の地域生活への移行のための取組を鑑み、増加傾向で算出しました。
- ・障がいのある方の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない支援が行われるよう、グループ及び入所施設の必要量を見込み、障がいのある方の住まいの確保に取り組みます。

サービスの種類	人数	第7期見込量			サービスの種類	人数	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人	50人	54人	59人	施設入所支援	人	34人	33人	32人

### 4 相談支援

#### 見込量の確保のための方策

- ・障がい福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。
- ・支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が適切に提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。

サービスの種類	人数	第7期見込量			サービスの種類	人数	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域相談支援 (①地域移行支援)	人	1人	1人	1人	地域相談支援 (②地域定着支援)	人	1人	1人	1人
計画相談支援	人	70人	75人	80人					

### 5 児童発達支援

#### 見込量の確保のための方策

- ・サービス見込量については、利用実績の伸びや近隣の事業所数などを勘案した上で、増加傾向で見込みました。
- ・保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- ・サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

サービスの種類	人数	第7期見込量			サービスの種類	人数	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	195人日	209人日	224人日	保育所等訪問支援	人日	2人日	2人日	2人日
	人	27人	29人	31人		人	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	人日	1,153人日	1,230人日	1,306人日					
	人	75人	80人	85人					

### 6 障がい児相談支援

#### 見込量の確保のための方策

- ・サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。

サービスの種類	人数	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	30人	33人	36人

### 7 医療的ケア児等コーディネーター

#### 見込量の確保のための方策

- ・平成30年度に、県が相談支援専門員等を対象に研修講座を開催し、受講した相談支援専門員が、医療的ケア児等コーディネーターとして配置されました。
- ・関係機関との連携を図り、支援を必要とする医療的ケア児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。

サービスの種類	人数	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーター	人	1人	1人	1人

## ○計画の推進体制

### 1 関係機関、地域との連携

#### (1) 市民と協働

「協働」とは、「自分たちの住むまちを良くしたい」という大きな目的に向かい、市民と行政それぞれが同じ立場に立ち、役割と責任を担いながら協力し合うことです。本市の自治の基本的なルールを定めた「矢板市まちづくり基本条例」においては、市民と行政がそれぞれの役割と責務を明らかにし、ともに公共を支える「協働のまちづくり」が必要であるとしています。

計画に定める各種施策を進めていくため、市民の参画を図るとともに、情報提供・情報交換を密に行い、市民と行政の協働を推進します。

#### (2) 地域との連携

障がい者の地域生活においては、サービス提供のみならず、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることが重要であることから、障がいのある本人を含めた地域住民、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携を図り、地域における協力や支援を促進します。

### (3) 関係機関との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健・医療、教育、雇用・就労、くらし・安全など多岐にわたっていることから、社会福祉課が中心となる中で、庁内関係各課との連携を図りながら計画を推進します。

また、障がい者施策については、国や県の制度によることも大きいことから国・県の機関との連携を図るほか、施設等の広域利用などについては近隣市町との連携を図ります。

### 2 矢板市地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結び付けるには、行政、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野などの関係者による支援のためのネットワークを構築していく必要があります。

そのため、本市では、ネットワークの中核的役割を果たす機関として矢板市地域自立支援協議会を設置しています。

協議会を通じて、関係機関との情報交換をはじめ、障がいのある人を取り巻く現状や課題を把握するとともに、サービス提供の連絡・調整や課題の検討を行い、支援の充実を図ります。

### 3 サービスの質の向上と供給体制の確保

#### ①事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会などと連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

#### ②人材確保・資質向上の支援

より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、相談支援専門員、理学療法士、作業療法士、介護福祉士などの専門人材の確保の支援に努めます。

また、障がい者へのサービスに従事する人は、障がいや障がい者のことを正しく理解し、障がい者本人の気持ちや要望をくみ取れなければなりません。障がい者からの意見や要望に十分に耳を傾けながら障がい者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等の更なる資質の向上に努めます。

## ○計画の進捗・管理

### 1 施策・事業の点検と改善

計画期間中、社会福祉課が中心となり、庁内関係各課との連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、矢板市地域自立支援協議会において、進捗状況の報告を行い、そこで得られた意見等を次年度の計画推進に活かします。

### 2 計画の評価と見直し

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総合的な最終評価を行います。

#### ■進行管理のPDCAサイクルのイメージ

